（変更の届出）

第九条の三　法第十三条第三項又は第五項の規定による変更の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した第三号の二様式による届出書を海上保安庁長官に提出しなければならない。

一～四　（略）

五　法第十三条第三項の規定による変更の届出の場合には、変更を必要とした理由

六　（略）

（届出を要する変更）

第十条　法第十三条第六項の国土交通省令で定める事項は、航路標識の供用開始の予定期日とする。

（供用の休廃止等の届出）

第十一条　法第十四条の規定により、航路標識の供用の休止、廃止又は再開の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した第四号様式による届出書を海上保安庁長官に提出しなければならない。

一～八　（略）

（事故が発生した場合の報告）

第十二条　法第十五条の規定による報告は、電話、ファクシミリ装置その他なるべく早く到着するような手段によらなければならない。

2　（略）

（直接管理）

第十三条　法第十八条第二項の規定により直接に管理する場合は、次の各号によらなければならない。

一　法第十一条第一項の許可を受けた者にその旨を事前に通知すること。

二　管理の期間その他の条件は、海上保安庁長官と法第十一条第一項の許可を受けた者とが協議して定めるところによるものであること。

2　（略）

（収用）

第十四条　法第十八条第二項の規定により収用する場合は、法第十一条第一項の許可を受けた者にその旨を事前に通知しなければならない。

2　海上保安庁長官は、法第十一条第一項の許可に係る航路標識についての第五号様式による調書その他必要と認める書類の提出を命ずることができる。

（設置の届出）

第十五条　法第二十一条第一項の規定による届出をしようとする者は、第六号様式による届出書を海上保安庁長官に提出しなければならない。

2　（略）

（届出書の記載事項）

第十六条　法第二十一条第一項第五号の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～三　（略）

（事前届出を要しない軽微な変更）

第十七条　法第二十一条第二項ただし書の国土交通省令で定める軽微な変更は、次の各号のいずれにも該当しない変更とする。

一・二　（略）

（変更の届出）

第九条の三　法第五条第三項又は第五項の規定による変更の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した第三号の二様式による届出書を海上保安庁長官に提出しなければならない。

一～四　（略）

五　法第五条第三項の規定による変更の届出の場合には、変更を必要とした理由

六　（略）

（届出を要する変更）

第十条　法第五条第六項の国土交通省令で定める事項は、航路標識の供用開始の予定期日とする。

（供用の休廃止等の届出）

第十一条　法第六条の規定により、航路標識の供用の休止、廃止又は再開の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した第四号様式による届出書を海上保安庁長官に提出しなければならない。

一～八　（略）

（事故が発生した場合の報告）

第十二条　法第七条の規定による報告は、電話、ファクシミリ装置その他なるべく早く到着するような手段によらなければならない。

2　（略）

（直接管理）

第十三条　法第十条第二項の規定により直接に管理する場合は、次の各号によらなければならない。

一　法第三条第一項の許可を受けた者にその旨を事前に通知すること。

二　管理の期間その他の条件は、海上保安庁長官と法第三条第一項の許可を受けた者とが協議して定めるところによるものであること。

2　（略）

（収用）

第十四条　法第十条第二項の規定により収用する場合は、法第三条第一項の許可を受けた者にその旨を事前に通知しなければならない。

2　海上保安庁長官は、法第三条第一項の許可に係る航路標識についての第五号様式による調書その他必要と認める書類の提出を命ずることができる。

（設置の届出）

第十五条　法第十三条第一項の規定による届出をしようとする者は、第六号様式による届出書を海上保安庁長官に提出しなければならない。

2　（略）

（届出書の記載事項）

第十六条　法第十三条第一項第五号の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～三　（略）

（事前届出を要しない軽微な変更）

第十七条　法第十三条第二項ただし書の国土交通省令で定める軽微な変更は、次の各号のいずれにも該当しない変更とする。

一・二　（略）